

重要 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ
【受領委任制度導入についてのご案内】

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支払いについて、「受領委任制度」が平成31年1月1日に導入されました。これに伴い、京都府後期高齢者医療広域連合（以下、「京都広域」といいます。）では、平成31年4月1日施術分から受領委任制度に参加します。（※受領委任制度については、本案内とともに京都府作成チラシを掲載していますのでご確認ください。）

1 受領委任の取扱を希望される場合の手続について

受領委任制度導入後も患者等に代わって療養費を受け取ることを希望し、まだ地方厚生局及び都道府県と契約していない方は、地方厚生局に契約のための申出をする必要があります。

京都府内に登録がある方の申出先は、近畿厚生局京都事務所（京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691りそな京都ビル5階 075-256-8681）です。

具体的な手続きや必要書類等については、近畿厚生局のホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/judo/ahaki.html#ahakijyuryouinin）をご確認ください。

2 受領委任開始後の申請について

療養費支給申請書の提出先	京都広域事務局（従来通り）
支給申請が可能な施術者	地方厚生局及び京都府と受領委任に係る契約を締結した施術管理者（管理者でない者は申請できません。）
施術師コード（機関コード）の取扱い	支給申請書には、従来通り、京都広域が通知した施術管理者の施術師コードを記載してください。（厚生労働省様式に記載する場合は「機関コード」欄に同コードを記載してください。） <u>※京都広域の「施術師コード」＝厚生労働省の「機関コード」</u> （今後、厚生労働省に合わせ「機関コード」に名称を統一します。）
代理受領について	京都府作成チラシに記載されている経過措置期間後の代理受領（従来の請求方法）は認められません。経過措置期間後、受領委任によらない申請は、被保険者本人申請による償還払い（10割を支払った被保険者への直接支払い）のみとなります。 ※経過措置＝平成31年6月30日京都広域到着分まで

受領委任の取扱いや支給申請書の記載等について、疑義解釈資料（Q&A）が発出されています。詳細は、厚生労働省ホームページ「療養費の取扱い（Q&A）について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryohoken/iryohoken13/index.html）をご確認ください。